主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人池邊甚一郎の上告趣意第一点について。

所論は、刑訴四〇五条の定める上告理由にあたらない。

同第二点について。

食糧管理法が違憲無效のものでないことは、当裁判所大法廷の判例とするところである(昭和二三年(れ)第二〇五号同年九月二九日判決、昭和二二年(れ)第三四二号同二三年一二月八日判決、昭和二三年(れ)第二八一号同二五年二月一日判決)。それゆえ、所論は採用できない。

なお、本件については刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。よつて、 刑訴四〇八条に従い、裁判官全員の一致した意見により主文のとおり判決する。

昭和二六年五月一五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長名	} //I	太一	- 郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介